

日本馬術連盟認定騎乗者資格規程

(目的)

第1条 本連盟の主催競技会および公認競技会における安全管理と事故防止対策を目的として、参加選手が一定基準以上の技能を有することを確認するための制度として実施する。

(区分)

第2条 騎乗者資格は、下記の区分とする。

- A級
- A級 エンデュランス限定
- B級
- B級 馬場馬術限定
- B級 エンデュランス限定
- エンデュランスC級
- C級

(競技会等参加条件)

第3条 各資格における競技会等参加条件は、下記の通りとする。

A級	FEI 公認国際競技会出場資格
A級 (エンデュランス限定)	エンデュランス競技に限定した FEI 公認国際競技会出場資格
B級	主催競技会・公認競技会出場資格
B級 (馬場馬術限定)	馬場馬術競技に限定した主催競技会・公認競技会出場資格
B級 (エンデュランス限定)	エンデュランス競技に限定した主催競技会・公認競技会 出場資格
エンデュランスC級	C級資格者がB級 (エンデュランス限定) を受験するための 基礎資格
C級	B級およびB級馬場限定騎乗者資格の受験資格 エンデュランスC級騎乗者資格の受験資格

- 2 競技会へのエントリーにあたっては、JEF・FEI の各競技規程および実施要項に定める出場資格要件を満たしていなければならない。

(騎乗者資格審査会)

第4条 本規程に則り申請され承認された審査会により実施するものをいう。ただし、競技と重複して実施することはできないものとする。

(審査会主催者)

第5条 騎乗者資格審査会の主催者は、定款第5条に定める正会員および登録会員(団体)とする。

(開催申請)

第6条 主催者は、騎乗者資格審査会開催申請書に必要事項を記載の上、実施要項、申請料を添えて開催の20日前までに当連盟事務局宛に提出する。なお、必要書類の提出と申請料の納入をもって申請を受理したものとする。

(開催の承認)

第7条 受理した申請は、内容確認の上、資格委員会より承認通知と筆記試験問題を発行する。

- 2 承認した審査会について、申請内容に不備が発見された場合は、承認を取り消すことがある。

(開催申請料)

第8条 騎乗者資格審査会の申請料は、下記の通りとする。

級	申請料
A級	-
B級	11,000円
エンデュランスC級	11,000円
C級	11,000円

(審査内容)

第9条 審査内容は下記の通りとし、審査基準は別に定める。

なお、B級の障害飛越技能審査、C級の馬場馬術技能審査の詳細および各級の筆記試験問題は別に定める。

A級	書類審査 全日本の各馬術大会出場者 全日本ジュニアの各馬術大会におけるヤングライダー およびジュニアライダー選手権の各競技出場者 ※特例として、海外における活動実績
A級(エンデュランス限定)	書類審査
B級	筆記試験 馬場 JEF馬場馬術競技 第2課目B 障害 コース走行の審査(コース図面指定)
B級(馬場馬術限定)	筆記試験 馬場 JEF馬場馬術競技 A2課目 第2課目B
B級(エンデュランス限定)	講習会受講、筆記試験、実技試験
エンデュランスC級	講習会受講、筆記試験、実技試験
C級	筆記試験、実技試験(指定の運動課目)

※…日本に居住していない等の理由で全日本の出場実績を得られない者。
B級、C級についても同様。

(審査会の実施要項)

第 10 条 審査会の実施要項は主催者が作成し、受験者を募集する。なお、受験料等参加申し込みに係る費用については、主催者が決定し実施要項に明記する。

(検定員)

第 11 条 検定員は、指導者資格と実技試験実施種目に応じた審判員資格を併せて所持している者で編成することを基本とし、その資格要件は以下のとおりとする。

なお、主任検定員は、指導者資格と実技試験実施種目に応じた審判員資格を併せて所持している者とする。

また、指導者資格と審判員資格を併せて所持していない者を検定員とする場合は、不足する資格の所持者を補うことにより編成できるものとする。

【B 級】

	指導者資格	審判員資格
主任検定員 (1名)	次のいずれか資格を有する者 ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ3 (旧公認コーチ) ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ1 (旧公認指導員)	実技試験実施種目に応じた 1級以上の審判員資格を有する者
検定員 (2名)	次のいずれか資格を有する者 ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ3 (旧公認コーチ) ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ1 (旧公認指導員) ・(公社)日本馬術連盟認定指導員	実技試験実施種目に応じた 2級以上の審判員資格を有する者

【B 級 (エンデュランス限定) および エンデュランスC級】

	指導者資格	審判員資格	獣医師資格
主任検定員 (1名)	次のいずれか資格を有する者 ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ3 (旧公認コーチ) ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ1 (旧公認指導員)	エンデュランス 1級以上の審判員 資格を有する者	—
検定員 (1名)	次のいずれか資格を有する者 ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ3 (旧公認コーチ) ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ1 (旧公認指導員) ・(公社)日本馬術連盟認定指導員	エンデュランス 2級以上の審判員 資格を有する者	—
検定員 (獣医師) (1名)	—	—	獣医師団長 リストにある者

【C級】

	指導者資格	審判員資格
主任検定員 (1名)	次のいずれか資格を有する者 ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ3 (旧公認コーチ) ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ1 (旧公認指導員)	実技試験実施種目に応じた 1級以上の審判員資格を有する者
検定員 (1名)	次のいずれか資格を有する者 ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ3 (旧公認コーチ) ・(公財)日本スポーツ協会公認コーチ1 (旧公認指導員) ・(公社)日本馬術連盟認定指導員	実技試験実施種目に応じた 2級以上の審判員資格を有する者

(検定員の指名)

第12条 検定員は、有資格者の中より主催者が指名し、委嘱する。

(検定員の任務)

第13条 検定員は、受験者の資格を確認し、筆記試験問題および実技検定会場の点検を行う。審査終了後は、即日合否判定を行い主催者に通知する。

(検定員の経費)

第14条 主催者は、審査を担当する検定員に対し、下記の経費を支払うものとする。

検定員謝金 10,000円
交通費・宿泊費 実費

(受験料)

第15条 主催者が徴収できる受験料は、1回の受験につき8,000円を上限とする。ただし、借馬料、施設利用等に係る経費等がある場合は、実施要項に明記しなければならない。

(審査の受験資格)

第16条 騎乗者資格審査会の受験者は、日本馬術連盟の会員とし、受験当日の審査会場において検定員が会員番号の確認ができなければならない。

(審査会の結果報告および資格の登録申請)

第17条 合格となった受験者は、主催者を通じて即日資格の登録申請を行うものとする。主催者は、合格者の登録申請書と登録料を取りまとめ合格者名簿を添えて審査会開催後2週間以内に当連盟事務局に報告書を提出する。

- 2 申請にかかる事務手数料は、1名2,000円とし、合格者が主催者に支払うものとする。
- 3 審査会の開催について、規程を逸脱する行為があったことが判明した場合は、開催の承認を取り消し、検定試験結果を無効とする。

(資格の期限)

第 18 条 一度登録された騎乗者資格は、当連盟の登録個人会員を継続している間の永久資格とする。

(移行措置)

第 19 条 他団体の資格を有している者については、下記の条件により騎乗者資格審査会を受験せず、登録することができる。なお、申請者は、当連盟の登録個人会員であること。

B級	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定 1 級取得者 日本社会人団体馬術連盟が認定する A 級取得者 全日本学生馬術連盟が認定する騎乗者資格 SA 級取得者 全日本高等学校馬術連盟が認定する HB 級資格取得者 日本乗馬少年団連盟が認定する中級資格取得者
B級 (馬場馬術限定)	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定馬場 1 級取得者 全日本学生馬術連盟が認定する騎乗者資格 SA 級馬場限定取得者
B級 (エンデュランス限定)	(公社)全国乗馬倶楽部振興協会の技能認定エンデュランス 2 級取得者
C級	全日本高等学校馬術連盟が認定する HC 級資格取得者 (現役の高校生は対象外) 日本乗馬少年団連盟が認定する初級資格者 (現役の少年団員は対象外)

(移行手続き)

第 20 条 申請者は、移行可能な現有資格の認定団体より資格証明書を受け取り、登録申請書に添付し登録料を添えて申請する。

(登録)

第 21 条 受理された申請は、当連盟のデータベースに登録し、ホームページおよび馬術情報に掲載する。

(認定登録料)

第 22 条 騎乗者資格の登録料は、検定合格者、移行申請者ともに下記の通りとする。

級	登録料
A 級	27,500 円
B 級	6,600 円
エンデュランス C 級	3,300 円
C 級	3,300 円

(認定書等の交付)

第 23 条 審査会を受験して登録が完了した者には、審査会の主催者を通じて認定書および騎乗者資格バッジを交付する。なお、直接申請となる移行および A 級の申請者には、認定書および騎乗者資格バッジを申請者宛に送付する。

(資格の消失)

第 24 条 騎乗者資格を有している者が、当連盟の会員を脱退した場合は資格を消失する。

(資格の再登録)

第 25 条 資格を消失した者が、騎乗者資格を復活したい場合は、個人普通会員として登録した後、別に定める申請書に認定書の写しを添付し、再登録料を添えて申請することができる。

2 再登録においては、消失前と同等、あるいは下位の級を選択し申請することができる。

(再登録料)

第 26 条 騎乗者資格の再登録料は、下記の通りとする。

級	登録料
A 級	27,500 円
B 級	6,600 円
エンデュランス C 級	3,300 円
C 級	3,300 円

(再発行)

第 27 条 認定書あるいはバッジの再発行を希望する者は、下記の手数料を添えて申請すること。

認定書再発行料 2,200 円 (送料込)

バッジ再発行料 1,100 円 (送料込)

(外国籍競技者)

第 28 条 外国籍の競技者については、国籍を有する国の NF よりゲストライセンスの提出をもって騎乗者資格 B 級相当と認める。ただし、主催者の作成する実施要項により出場を制限される場合がある。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行し適用する。
- 2 平成 16 年度までに認定した騎乗者資格 C 級および D 級については、当連盟の会員、非会員にかかわらず本規程第 14 条を適用せず永久資格とする。
- 3 第 11 条に関し、平成 20 年度までの経過措置として、検定員の審判員資格については、地方審判員資格以上を日体協指導者資格と併せ持つ者とし、審判員資格を併せ持つ者は 2 名以上とする。
- 4 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し適用する。
第 19 条、第 25 条
- 5 この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行し適用する。
第 2 条、第 3 条、第 8 条、第 9 条、第 22 条、第 26 条

- 6 この規程は、平成 20 年 7 月 16 日から施行し適用する。
第 2 条、第 3 条、第 9 条、審査基準
- 7 この規程は、平成 21 年 3 月 4 日から施行する。
第 5 条、第 7 条、第 17 条、第 19 条、審査基準
- 8 この規程は、平成 21 年 10 月 14 日から施行する。
審査基準
- 9 この規程は、平成 21 年 12 月 17 日から施行する。
第 11 条
- 10 この規程は、平成 24 年 4 月 25 日から施行し平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
第 11 条
- 11 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
各種料金改定
- 12 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
第 5 条、第 11 条、審査基準
- 13 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
第 3 条、第 11 条、第 18 条、第 19 条、審査基準
- 14 この規程は、平成 28 年 4 月 21 日から施行する。
審査基準
- 15 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
審査基準
- 16 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
第 9 条、第 11 条、審査基準
- 17 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
第 8 条、第 11 条、第 22 条、第 26 条、騎乗者資格関係料金表
- 18 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
第 11 条、騎乗者資格検定の審査基準
- 19 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
第 19 条、騎乗者資格検定の審査基準
- 20 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
第 9 条、騎乗者資格検定の審査基準
- 21 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
第 11 条、騎乗者資格検定の審査基準

騎乗者資格関係料金表

審査会受験料		8,000 円 (上限)
登録料	A 級	27,500 円
	B 級	6,600 円
	インデュランスC級	3,300 円
	C 級	3,300 円
再登録料	A 級	27,500 円
	B 級	6,600 円
	インデュランスC級	3,300 円
	C 級	3,300 円
再発行料	認定書	2,200 円 (送料込)
	バッジ	1,100 円 (送料込)
事務手数料		2,000 円
検定員謝金		10,000 円
審査会開催申請料		11,000 円

実施要項の必須項目

1. 主催者名
2. 事務責任者
3. 日 程
4. 検定の種類
5. 実施場所
6. 検定員
7. 受験料
8. その他費用が必要な場合の費目と金額
9. 申し込み先
10. 締め切り
11. その他主催者からの連絡事項等

騎乗者資格検定の審査基準

A 級	<p>過去 3 年以内に下記の何れかに該当する実績を有すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全日本の各大会における順位の獲得 【障害】パート I ・パート II 【馬場】FEI 馬場馬術課目 【総合】主催大会の EV95 クラス以上 【共通】ヤングライダー選手権・ジュニアライダー選手権 ・海外における活動実績 上記全日本の各競技に相当する競技実績等
エンデュランス限定	<p>下記の何れかの基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催、公認競技会 40km 以上 79km 以下を 2 回と 80km 以上 99km 以下を 2 回（ただし、平均速度 16km 以下）完走している者。 ・最大 3 回の主催、公認競技会（80km 以上）で累積 240km 以上を完走している者。
B 級	<p>実施の手順 筆記試験、馬場馬術実技検定、障害飛越検定の順序で実施</p> <p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験 指定問題から出題 80 点以上 ・馬場馬術 JEF 馬場馬術競技 第 2 課目 B 53%以上 ・障害飛越 安全性の観点から採点し、誘導・随伴の 2 項目ともに 6 点以上 コース図は別紙 - 1 参照
馬場馬術限定	<p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験 指定問題から出題 80 点以上 ・馬場馬術 JEF 馬場馬術競技 第 2 課目 B 53%以上
エンデュランス限定	<p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会受講 ・筆記試験 80 点以上 ・実技試験 <ol style="list-style-type: none"> ①エンデュランス競技のルールにのっとり実測値 40km 以上 49km 以下で行う。 ②走行時間の設定は、平均速度(総距離／走行時間)が 8.0km/h 以上 13.3km/h 以下とする。 ③最終インスペクションでの合格（「完走」）と安全性の観点での総合判定により合否を決定する。

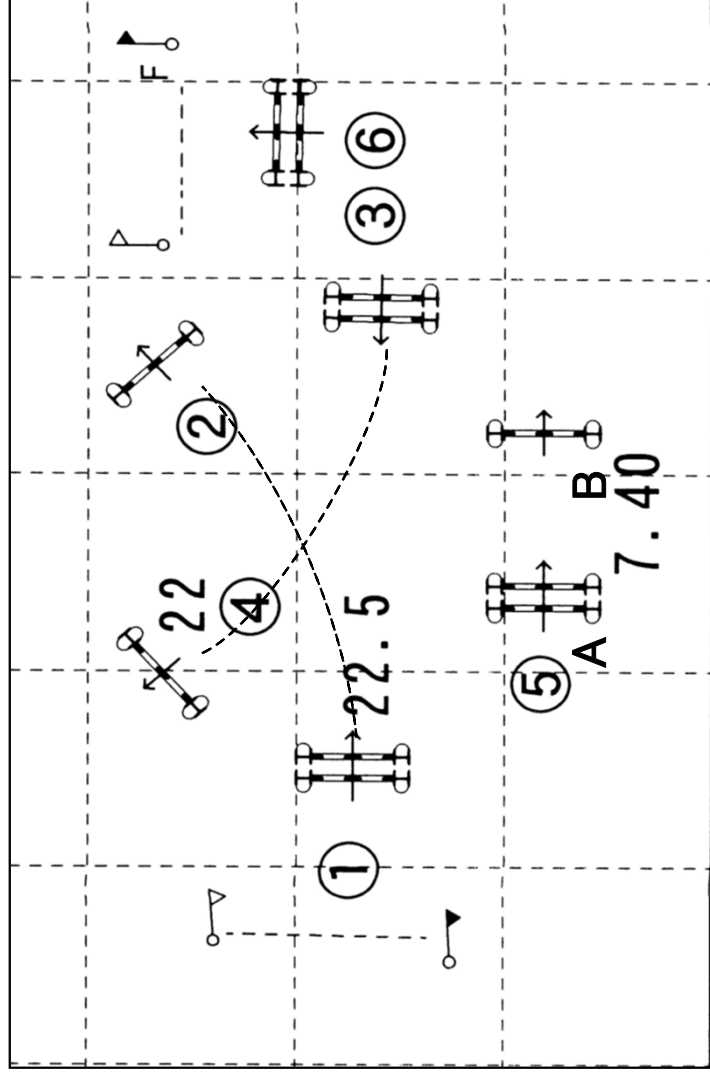
<p>エンデュランスC級</p>	<p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習会受講 ・筆記試験 指定問題から出題 80点以上 ・実技試験 <ul style="list-style-type: none"> ①エンデュランス競技のルールにのっとり実測値 20km 以上 30km 以下で行う。 ②走行時間の設定は、平均速度(総距離/走行時間)が 6.6km/h 以上 10km/h 以下とする。 ③最終インスペクションでの合格(「完走」)と安全性の観点での総合判定により合否を決定する。
<p>C級</p>	<p>下記の基準を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筆記試験 指定問題から出題 80点以上 ・馬場馬術(経路読み可)別紙-2参照 50%以上

※その他基準

- ・筆記試験において、合格点に達しなかった受験者は実技検定を受けることができない。
- ・馬場馬術検定において、不合格となった受験者は、障害飛越検定を受けることができない。
- ・技能検定において、落馬した場合はその時点で失権とし不合格とする。
- ・障害飛越検定において、3回目の反抗となった時点で失権とし不合格とする。ただし、馬場馬術限定として申請することができる。なお、再度検定を受験するには15日以上の期間をおくこと。
- ・C級合格者がB級試験あるいはエンデュランスC級試験を受験する場合、合格後の経過日数は問わないが、C級の登録を完了していること。
- ・馬場馬術限定の者が限定を解除する場合は、筆記試験の馬場馬術分野と馬場馬術実技を免除する。

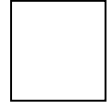
騎乗者資格B級技能検定 障害飛越コース

速度： 規定せず
 全長： 規定せず



No.	障害の種類	高さ	幅
1	オクサー	70 × 85	90
2	垂直	85	
3	オクサー	85 × 90	95
4	垂直	90	
5 A	オクサー	70 × 80	95
B	垂直	90	
6	オクサー	85 × 90	100

※ 3回目の不従順で失権
 1回目の落馬もしくは馬の転倒で失権



20m×40m

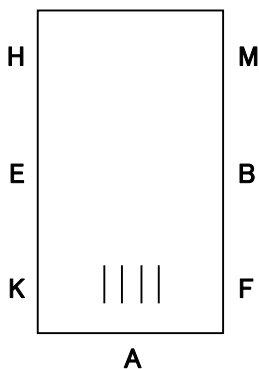
じゅけんしゃしめい
受験者氏名：

しゆん 順	しよ 序	うん 運	どう 動	か 課	もく 目	まんてん 満点	さいてん 採点
1	A C	じんじょうはやあし 尋常速歩	にゆうじょう で入場	ひだりてまえていせき 左手前蹄跡	はい に入る	10	
2	E	ひだり 左へ	ちよつけい 直径10mの	まの 巻き乗り	つづいて蹄跡行進 続いて蹄跡行進	10	
3	FXH H	なな 斜め手前	てまえへんかん 変換	ほはばの 歩幅を伸ばした	はやあし 速歩 (軽速歩)	10	
4	B	みぎ 右へ	ちよつけい 直径10mの	まの 巻き乗り	つづいて蹄跡行進 (軽速歩) 続いて蹄跡行進 (軽速歩)	10	
5	F K	みぎ 右へ	かいてん 回転	おうほくつうか 横木通過 (軽速歩)	つづいて蹄跡行進 続いて蹄跡行進	10	
6	C	みぎ 右	てまえへんかん 手前尋常	じんじょうはやあし 駢歩	つづいて右へ直径20mの輪乗り つづいて蹄跡行進	10	
7	KXM	なな 斜め手前	てまえへんかん 変換	Xにて 尋常速歩		10	
8	C	ひだり 左	てまえへんかん 手前尋常	じんじょうはやあし 駢歩	つづいて左へ直径20mの輪乗り つづいて蹄跡行進	10	
9	FXH	なな 斜め手前	てまえへんかん 変換	Xにて 尋常速歩		10	
10	MXK K	なな 斜め手前	てまえへんかん 変換	ほはばの 歩幅を伸ばした	はやあし 速歩 (軽速歩)	10	
11	A	ちゆうおうせん 中央線	はい に入る			10	
12	X	ていし 停止	ふどう 不動	けいらい 敬礼		10	
たつなの 手綱を伸ばした常歩で退場							
						ごうけい 合計	120

あんぜんせい かんてん ゆうどう ふじょ すいしん そうごうてき さいてん
※安全性の観点から、バランス、誘導、扶助、推進について総合的に採点する。

ばば はいち
馬場の配置

C



けんていしんしよめい
検定員署名
